

令和2年6月11日

本科4年生・本科5年生  
専攻科生各位

学生主事

日本学生支援機構『緊急特別無利子貸与奨学金』の募集について

このことについて、下記のとおり受付を行いますので希望する学生は学生係に申し出て  
ください。

記

### 奨学金概要

- 奨学金名称：『緊急特別無利子貸与型奨学金』
- 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与を受けることができます。
- 奨学生の選考は、以下の1. 出願資格に基づき行います。  
既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、今回実施する「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

### 1. 出願資格

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること  
※家計基準は、日本学生支援機構で確認。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと  
（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと

2. 推薦人数 1名 ※応募者の人数によっては追加推薦を実施する場合があります。

### 3. 申出期限

令和2年6月24日（水）17時まで

### 4. 貸与期間

- ① 貸与始期  
令和2年4月～9月より希望月を選択することができます。
- ② 貸与終期  
令和3年3月までの貸与となります。（令和2年度限りの貸与となります）

## 5. 貸与金額

2～12万円（1万円単位で選択）

- ・入学時特別増額貸与奨学金についても、対象となります。
- ・貸与奨学金は返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行ってください。

## 6. 提出書類

①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（在学定期採用の様式）

② 生計維持者の収入に関する証明書類

本奨学金は、短期間で選考し奨学金を早期に交付するため、申込時に生計維持者の2019年度（2018年1月～12月分）の所得証明書類などが必要となります。インターネット（スカラネット）の該当する所得項目にも入力が必要となります。

なお、2018年1月2日以降に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細（直近3か月分）等を提出のうえ、インターネット（スカラネット）の該当する所得項目に入力してください。

③ アルバイト収入減等の証明書

アルバイト収入減等（前記1. 出願資格の③～⑤）の証明書の提出については、今般、実施される「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に準じます。「学生支援緊急給付金」に推薦されている者については、学生及び学校の負担軽減を目的に、既に証明書を提出している場合は当該証明書を省略できます。また、やむを得ない事情により証明書を提出できない場合には、様式自由による自己申告書を認めます。（万が一、虚偽申請があれば返金を求められる場合がありますので、虚偽申告やその他の不正がないようにしてください。）

④ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等

認定所得金額が基準額を上回る場合は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかった旨の申告書等の提出が必要となりますが、家計基準の審査は日本学生支援機構において行われるため、当該対象者は採用決定時に確定します。当該対象者は、採用決定後に不備の無い申告書等を提出してください。

7. 申請書類提出期限（スカラネットによる申込が必要となります。）

令和2年7月10日（金）17時まで

8. 奨学金申込みにかかる留意点

申出者に配布する「インターネット（スカラネット）入力に関する補足」をよく読み入力を行ってください。

【担当係（問合せ先）】

学生課 学生係

TEL：0738-29-8244